

## さかた海鮮市場駐車場誘導業務委託【単価契約】仕様書

- 1 履行場所  
さかた海鮮市場駐車場（酒田市船場町二丁目5番10号）
- 2 契約期間  
契約日から令和8年9月23日
- 3 委託期間  
令和8年4月27日から令和8年9月23日
- 4 業務内容  
さかた海鮮市場駐車場周辺において、歩行者の安全を確保しながら自動車を誘導する。なお、当該駐車場が混雑した場合は、本港緑地公園駐車場に誘導すること。
- 5 業務実施予定日  
○4月27日（月）、28日（火）、29日（水）、30日（木）：4日間  
○5月1日（金）、2日（土）、3日（日）、4日（月）、5日（火）、6日（水）：6日間  
○8月11日（火）、12日（水）、13日（木）、14日（金）、15日（土）、16日（日）：6日間  
○9月19日（土）、20日（日）、21日（月）、22日（火）、23日（水）：5日間  
合計：21日間  
ただし、実施予定時期の混雑状況によっては業務実施日数が増える場合がある。
- 6 業務時間  
午前9時から午後4時まで
- 7 配置場所（図面は別添のとおり）  
A：さかた海鮮市場前横断歩道  
B：山形県港湾事務所前横断歩道  
C：酒田市みなと市場前道路
- 8 配置人数  
A、B、C地点各1名  
（契約期間合計：3地点×1名×21日間＝63名）
- 9 契約方法  
契約は、1名1日当たりの単価契約とする。
- 10 検査  
本業務が完了したときは、受託者は委託者へ遅滞なく月ごとに実績報告書を提出すること。受託者は、最終月には業務完了報告書を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。
- 11 委託料の支払い  
委託料は、業務完了後支払うものとする。受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、実績に契約単価を乗じて算出される金額の委託料の請求書を提出できるものとし、委託者は正当な請求書を受理した日より起算して30日以内に支払うものとする。

12 その他

駐車場で事故等が発生した場合は、受託者は関係機関に通報した上で応急対応を行い、委託者に報告すること。

D：本港緑地公園駐車場

